

別表六（十二）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が平成30年改正前の措置法第42条の5第3項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「翌期繰越額9」の外書には、措置法第42条の13第1項から第5項まで（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法

律の臨時特例に関する法律第17条の4第1項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用する場合があります。）の規定の適用を受ける場合に、別表六（六）付表「2」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」は、当該金額を含めて計算します。